

令和6年度宮城県動物愛護推進協議会議事要旨

1 日時：令和6年8月29日（木） 午後2時から

2 場所：宮城県庁 行政庁舎18階1802 会議室

3 出席構成員（敬称略）

（公社）宮城県獣医師会 会長 渡邊 清博（協議会会長）

宮城大学 教授 森本 素子（協議会副会長）

（公社）仙台市獣医師会 会長 小野 裕之

東北ペット専門店組合 組合長代理 小野 恵（動物愛護推進員）

アニマルピース 代表 菅原 とみえ

利府町生活環境課 課長 千葉 友弥

仙台市動物管理センター 所長 釜谷 大輔

宮城県動物愛護センター 所長 平塚 雅之

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 課長 吉岡 幸信

計10名

事務局：宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

環境衛生班 技術副参事兼総括課長補佐 川本 剛

環境衛生班 技術補佐（環境衛生班長） 宮崎 麻由

4 要旨

（1）開会

（2）挨拶（渡邊協議会会長）

令和6年度動物愛護推進協議会開催にあたって一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本協議会にご参集いただきました構成員の皆様には心より感謝申し上げます。

宮城県は、皆様の多大な協力をいただきながら、令和3年3月に改正いたしました宮城県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物が真に共生できる社会の構築を目指して各種政策に取り組んでいるところでございます。

本協議会では毎年、皆様から本県の動物愛護管理推進計画と今後の政策に反映すべき事項についてご検討いただくことをしております。

お集まりいただいた皆様には、豊富な経験と専門的な視点から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

宮城県の動物愛護政策の推進に関しましては、引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

※宮城県動物愛護推進協議会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、協議会渡邊会長が議長に選出。

【配布物】

資料1：次第・座席表

資料2：令和6年度宮城県動物愛護推進協議会資料

資料3：宮城県動物愛護管理推進計画の概要

資料4：宮城県動物愛護推進協議会設置要綱

(3) 議題

I 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況について

事務局より、宮城県動物愛護管理推進計画の概略を説明後に、以下のとおり計画の達成状況について報告。

- 1 宮城県内の犬及び猫の引取り数
 - ・犬及び猫の引取り数は減少傾向。
 - ・数値目標の年間800頭に対し、令和5年度は793頭。
- 2 犬及び猫の苦情件数
 - (ア) 犬の苦情件数
 - ・放浪犬等の捕獲依頼に係る苦情が多く、令和5年度相談受理件数のうち、62.1%を占めている。放し飼いや鳴き声による苦情も一定数ある。
 - ・数値目標の年間450件に対し、令和5年度は530件で、達成率は84.9%。
 - (イ) 猫の苦情件数
 - ・猫の引取りに関する相談が全体の64.7%。
 - ・数値目標の950件に対し、令和5年度は1554件で、達成率は61.1%。
- 3 マイクロチップ登録数
 - ・数値目標の85,000件に対し、令和5年度末時点で69,875件、達成率は82.2%となっている。内訳は犬48,844件、猫21,031件。
- 4 宮城県動物愛護推進員の数
 - ・数値目標100名に対し、令和5年度末時点で47名。近年伸び悩んでいる。

II その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況

- 1 犬及び猫の引取り状況
 - (ア) 犬及び猫の日齢
 - ・引き取りした犬および猫全体のうち、67.2%を90日齢以下の子猫が占めている。
 - (イ) 犬及び猫の引取り依頼者
 - ・引き取りした犬および猫全体の52.6%を所有者不明猫が占めている。
 - (ウ) 引き取った犬又は猫の措置状況
 - ①犬
 - ・返還・譲渡率は90%以上の高い水準。
 - ・殺処分数は15頭でその全てが譲渡不適による致死処分及び収容中に死亡した犬。
 - ②猫
 - ・返還・譲渡率は年々増加傾向。
 - ・殺処分数は減少傾向にあり、多くは収容中に死亡した子猫や譲渡適性のない猫になっている。
 - ・令和4年度から実施しているミルクボランティア事業より、収容中に死亡していた子猫等を新たな飼い主への譲渡につなげることにより、更なる殺処分数の削減に取り組む。
- 2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績
 - ・令和5年度の県内登録頭数は102,986頭で、狂犬病予防注射実施率は80.6%。
- 3 第一種動物取扱業の業種別登録状況
 - ・令和5年度は宮城県350件、仙台市308件の合計658件。近年同レベルで推移。

- 4 令和5年度動物扱い責任者研修実施状況
 - ・県内6会場で全9回実施。
- 5 愛護事業実施状況
 - (ア) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響から、令和元年度と比較してふれあい広場利用者が減少しているが、感染症拡大防止に配慮しながら、ふれあい教室、夏休み一日飼育体験、一日会場を開催。
 - ・譲渡対象の犬及び猫を対象に、187頭の不妊去勢手術を実施。
 - (イ) 保健所・支所における愛護事業実施状況
- 6 動物愛護推進員活動状況
 - ・令和6年7月時点で48名委嘱。
- 7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績
 - (ア) (公社)宮城県獣医師会
 - ・去勢手術：402件、不妊手術740件、合計1,142件
 - (イ) (公社)仙台市獣医師会
 - ・去勢手術：378件、不妊手術447件、合計825件
- 8 令和7年度以降の宮城県実施予定の施策
 - ・県が関与する多頭飼育事案の犬・猫の不妊去勢手術の実施。
 - ・県が収容する負傷動物の治療を県獣医師会協力動物病院にて対応できる体制の構築。

Ⅲ 情報提供事項について

- 1 県からの情報提供
 - (ア) 各種動物愛護事業における協力動物病院との連携について
 - ・ミルクボランティア事業において飼養管理中に体調不良になった子猫の診療について県獣医師会協力動物病院で治療する体制を構築している。
 - ・令和6年度からは診療対象動物を拡充し、県が収容した負傷動物の治療や、県が関与する多頭飼育事案における不妊去勢手術も対象とした。
 - (イ) 多頭飼育問題への取組について
 - ・県内の社会福祉・動物愛護分野の関係者で現状や課題を共有し、連携・協働の在り方を学ぶことを目的として令和6年2月16日に研修会を開催した。
 - ・参集範囲は、県動物愛護管理部局（動物愛護担当）、社会福祉部局（県・市生活保護担当）、市町村環境衛生部局（獣疫衛生担当）、動物愛護推進員等。
- 2 構成員からの情報提供

東北ペット専門店組合組合長代理、宮城県動物愛護推進員の小野恵氏から、動物取扱業に関する質問があり、宮城県から回答したもの。

 - ・第1種動物取扱業は、「業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営む場合」で登録が必要。第2種動物取扱業は「飼養施設を設置して、営利を目的とせず、一定数以上の動物の取扱い（非営利で、動物の譲渡し、保管、貸出、訓練、展示）を行う場合」で届出が必要。
 - ・「業として」とは、社会性をもって、一定以上の頻度又は取扱量で、事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上業として認められる行為のことをいう。
- (4) 閉会（森本副会長）

今日はまた充実した資料いただきましてありがとうございました。特に多頭飼育問題

について、動物愛護管理をしている担当者と、社会福祉の担当者が一緒に研修会を開催したことは非常に重要なことであり、定期的に続けていっていただければと思います。大学の学生の卒業研究で、「高齢者とペットの問題」を扱い、福祉を担当されている方と動物愛護担当の方と勉強会を実施したところ、非常に良かったので大学でも継続していきたいと思っているところです。動物愛護に関する課題は多く、宮城県でもこれからも皆様のご協力いただいて、少しずつでも進めていただければ大変ありがたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○質疑応答

該当頁	意見・質問	回答
2	令和4度と比較して、令和5年度の犬猫の引き取り頭数が増加をしている。仙台市の引取り数の増加が若干あるようだが、その理由や背景について教えてほしい。	令和5年度は犬10頭程度飼育している飼い主が緊急入院した事案があり、引取りを実施した。猫の引取りは減少傾向であるが、子猫の収容が令和4年度に比較してやや増加した。
2	猫の引取り数について、仙台市と比較して、宮城県が多いようだが理由はあるか。	近年、多頭飼育案件が複数発生し、10～数十頭に及ぶ引取り数になることもあることが一要因と考える。今後も早期発見に向けて社会福祉部局と連携していきたい。
2	殺処分と引取り数を減らすには、不妊去勢手術が重要と考えるが、助成を受けても手術代金が高くあきらめる人も多い。獣医師会で不妊去勢センター等を作るのはどうか。また、他自治体では県動物愛護センターを集約した際に不妊去勢専門の部署を作り手術を実施しているところもあると聞く。 自身の譲渡会でも飼い主に「室内飼い」の重要性などを話している。	・ 価格は病院の検査や手技等による設定なので一定以下にすることは難しい。獣医師会も財政が豊かであるわけではない。野良猫と飼い猫の区別が難しい状況で不妊去勢センターを作ると手術するというのは自治体と共同しても難しいのではないかと考える。 ・ 不妊去勢センターを作るという発想はいいが、実際に実施するとなると費用の問題はでてくる。また、センターを作っても手術をする獣医師に対する対価は必要で、即安価な手術ができるわけではない。 ・ 公務員獣医師が減少傾向にある中、現状では県動物愛護センターで実施することは難しい。
9	殺処分の方法はどのような方法か。ガスは使用しているか。	ガスによる処分は実施していない。鎮静剤で不動化したのち、注射用麻酔薬の過剰投与により処置している。
10	殺処分理由の譲渡不適とは。具体的な判断基準はあるのか。	評価するチェック表があり、少なくとも2回審査している。
15	・ 県動物愛護センターのふれあい事業の現在の状況について詳細を教えてください。 ・ 休日譲渡会を定期的に行っているか。	ふれあい広場には毎日3～4人は来場があり、現時点でも例年並み。ふれあい教室も昨年度同様実施している。夏休み一日飼育体験は昨年度1日（1日は熊出没により中止）だったが、今年度は4日間

		実施。希望者が多く抽選を実施した。飼育体験では動物愛護推進員の小野氏にも協力していただいた。動物愛護週間の一日会場も今年度9月21日に開催予定。 ・休日譲渡会は昨年度から定期的に実施し、今後も継続していく。獣医師会のウェブページにもチラシの掲載を協力いただいている。愛護館には猫のふれあいルームも作製し、多くの方に来場いただいている。
19	・仙台市獣医師会の不妊去勢手術の現時点での実施状況は。 ・「飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業」の申請書が簡素化されたのはよい。	正確な数字は出せないが昨年度と進捗状況は同じである。
	6月16日に利府町の防災訓練の際にペットの同行避難を獣医師会と協同で実施した。飼い主からもよかったという声が多かった。いろいろなご意見をいただいたので来年度につなげたい。	